

不燃化特区助成の内、「建築工事費の助成」を申請する際、敷地面積が**100㎡以上**の建築物の場合は、下記基準以上の指定の緑化が必須となりますので、ご注意ください。

## 緑化基準について

法定建蔽率には、角地等の緩和規定による割合を含むものとしてください。  
 なお、法定建蔽率が90%以上の敷地については90%として計算してください。

① 敷地面積が100㎡以上1,000㎡未満の場合

⇒ 緑化面積は、アからウまでのうち、いずれか小さい面積以上

ア 敷地面積 × (1 - 法定建蔽率) × α

イ 敷地面積 × (1 - 0.8) × α

ウ (敷地面積 - 建築面積) × α

敷地面積 (㎡)	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 1000未満
係数 α	0.1	0.2	0.25

② 敷地面積が1,000㎡以上の場合

⇒ 緑化面積は、ア又はイのうち、いずれか小さい面積以上

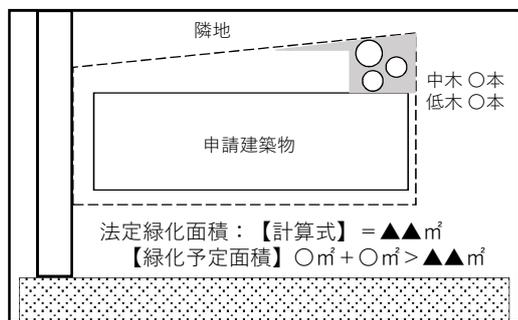
ア (敷地面積 - 建築面積) × 0.3

イ {敷地面積 - (敷地面積 × 法定建蔽率 × 0.8)} × 0.3

また、緑化における樹木の本数については、

小規模敷地の場合、**高木1本は中木2本**への置換が可能です。

**10㎡あたり、「高木1本 中木2本 低木6本」が必要です。 ※小数点以下については切捨て**



緑化が必要な建築物については、これらを確認するために、**緑化計画図**、また、完了後は**緑化完了写真**の提出が必要となります。  
 本数、面積などを算出の上、左記の図面を参照の上、それらを明確にした上でご提出ください。



※確定測量前に申請する場合、確定測量後に敷地面積が増え、必要とされる緑化面積が足りなくなる場合があります。そのため申請時はある程度余裕を持った緑化計画を作成してください。

※その他必要な条件については、「足立区緑の保護育成条例」第18条に基づく緑化基準に準じてください。

問合せ

足立区役所建築防災課  
不燃化推進係

TEL 03(3880)6269  
FAX 03(3880)5615